

平成25年度南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第2号）

招集年月日 平成25年5月1日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成25年9月24日 午前10時

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 大塚 成章 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 欠席 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
 出席議員 11名
 欠席議員 1名 5番 平原 熊次 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	田中 明郎 君	町民保健課長	小田 清典 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (6番) 日高 孝壽 君 (7番) 水谷 俊一 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成25年9月24日 午前10時53分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

議長（大村明雄君）

日程第1 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、全国森林環境税創設促進議員連盟 会長 板垣一徳 氏から提出され、9月10日の本会議において、総務民生常任委員会に付託されたもので、去る9月18日委員会を開催し、その審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

平成24年10月に導入された「石油石炭税の特例措置」については、排出源対策の税財源だけでなく、市町村が担う吸収源対策に対しても、譲与する仕組みを国の税制改正大綱に盛り込む意見書を、昨年、585市町村議会から政府及び国会に提出がされてきました。

しかし、平成25年度税制改正大綱には総合的な検討を行うという表現にとどまり、制度創設には至っていません。

二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等と、自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を推進するため、税収の一定割合を、森林面積に応じて市町村に譲与する制度の創設に向け、必要な措置が講じられるよう要請する陳情であります。

本町におきましても、地球温暖化対策や森林の整備・保全等を推進するための財源確保は重要と考えられます。制度創設の必要性など、その趣旨は十分理解できることから、この陳情書は採択とし、関係機関へ意見書を提出するべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、採択と決定しました。

以上で、総務民生常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、採択と決定しました。

▼ 日程第2 陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書

議長（大村明雄君）

日程第2 陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書を議題とします。
教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔 教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（持留秋男君）

おはようございます。
ただいま議題となりました、陳情第3号 少人数学級の推進など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書は、鹿児島

島県教職員組合 大隅支部 南大隅地域協議会 議長 湯地勝弘 氏から提出され、9月10日の本会議において、教育産業常任委員会に付託されたもので、去る9月19日委員会を開催し、その審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

鹿児島県においては複式学級も多く、単式学級と比較したとき、教育の機会均等が保障されていないことから、複式学級の解消は、極めて重要な課題となっています。

社会状況等の変化や授業時数・指導内容の増加、不登校・いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。これらの解決に向けた対応を進めるため、計画的な定数改善等が必要と考えられます。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたことによる自治体財政を圧迫。このため、非正規雇用者の増大など教育条件の格差も生じてきています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。2014年度政府予算において、これらの改善を図るための予算措置が講じられるよう要請する陳情であります。

本町におきましても、少人数学級への移行や複式学級の解消、財政健全による教育行政を目指すうえで、その趣旨は十分理解できることから、本陳情は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第3号 少人数学級の推進など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書は、採択と決定しました。

以上で、教育産業常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度

2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る陳情書は、採択と決定しました。

▼ 日程第3 報告第2号 平成24年度健全化判断比率について

議長（大村明雄君）

日程第3 報告第2号 平成24年度健全化判断比率について、町長からお手元に配布のとおり報告がありました。

これについて、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第4 報告第3号 平成24年度資金不足比率について

議長（大村明雄君）

日程第4 報告第3号 平成24年度資金不足比率について、町長からお手元に配布のとおり報告がありました。

これについて、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第5 議案第24号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第24号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第25号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(大村明雄君)

日程第6 議案第25号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長(森田俊彦君)

ありません。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第26号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第26号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第8 議案第27号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(大村明雄君)

日程第8 議案第27号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長(森田俊彦君)

ありません。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第27号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第9 議案第28号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第28号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 10 認定第 1 号 平成 24 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 11 認定第 2 号 平成 24 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 12 認定第 3 号 平成 24 年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 13 認定第 4 号 平成 24 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 14 認定第 5 号 平成 24 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 15 認定第 6 号 平成 24 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 16 認定第 7 号 平成 24 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 17 認定第 8 号 平成 24 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 10 認定第 1 号 平成 24 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 17 認定第 8 号 平成 24 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

認定第 1 号から認定第 8 号までは、平成 24 年度南大隅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について認定を求めるものであります。

認定第 1 号は、平成 24 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号は、平成 24 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号は、平成 24 年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号は、平成 24 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号は、平成 24 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号は、平成 24 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号は、平成 24 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号は、平成 24 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 8 件の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、

監査委員の意見を付けて認定に付しますので、よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

認定第1号 平成24年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第2号 平成24年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第3号 平成24年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第4号 平成24年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第5号 平成24年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第6号 平成24年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第7号 平成24年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

認定第8号 平成24年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、継続審査とすることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、継続審査とすることに決定しました。

引き続き、決算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっています。
全員協議会室でお願いします。
暫時休憩します。

10 : 20
～
10 : 27

(決算審査特別委員会)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
決算審査特別委員会における互選の結果を報告します。
委員長に水谷俊一君、副委員長に井之上一弘君が互選されましたので報告します。

▼ 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

議長（大村明雄君）

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。
提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件についてであります。
本案は、平成25年12月31日をもって任期満了となる松永裕子氏を再任するため、
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴いて候補者として推薦する
のであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
お諮りします。
本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという、意見としたいと思えます。
ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、推薦適任者であるという意見とすることに決定しました。

▼ 日程第19 発議第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第19 発議第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について趣旨説明いたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第1号に関連する意見書を政府及び関係行政官庁へ提出するためのものがございます。

平成24年10月に導入されました「石油石炭税の特例措置」については、排出源対策の税財源だけに限定され、市町村が担う吸収源対策に対しては、総合的な検討を行うという表現にとどまり、制度創設には至っていない状況であります。

二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全や、自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守る森林・林業・山村対策を推進するため、税収の一定割合を、森林面積に応じて市町村に譲与する制度の創設を強く求めるための意見書を、政府関係機関へ提出するものであります。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について、ご理解いただきご賛同の上、議決いただきますようお願いしまして趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第20 発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（持留秋男君）

ただいま議題となりました、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第3号に関連する意見書を政府及び関係機関へ提出するためのものがございます。

日本の学校教育における、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているため、ひとクラスの学級規模を引き下げや、教育の機会均等を保つための複式学級の解消を進める必要があります。

同時に、授業時数・指導内容の増加、不登校やいじめ等の生徒指導など、これらの解決に向け計画的な定数改善等を講じる必要があると考えられます。

また、義務教育費国庫負担制度の改正による自治体財政への圧迫や非正規雇用者の増大など教育条件の格差への影響も生じてきています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、人材育成や創出、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。2014年度政府予算において、これらの改善を図るため、

必要な措置が講じられるよう、強く要望するため政府関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）の提出について、ご理解いただき賛同の上、議決いただきますようお願いしまして趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第21 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第21 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について趣旨説明いたします。

道州制導入についてはこれまで、「絶対に導入しないこと」と平成20年以来、町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に要請を行って来た経緯があります。

しかしながら、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、我々の要請を無視する動きとなっています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給や国土保全、地場産業の創設など、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。

それにもかかわらず、効率性や経済性を優先する大規模な団体の形成など、道州制は住民を置き去りにするものであり、地方自治体と呼べるものではなくなってしまいます。

多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、国力の増強につながるものであると確信されます。

よって、全国町村議会議長会の趣旨に賛同するとともに、道州制導入に断固反対するための意見書を、政府関係機関へ提出するものであります。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について、ご理解いただきご賛同の上、議決いただきますようお願いしまして趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第22 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第22 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定することにいたしました。

▼ 日程第23 委員会の調査報告について

議長（大村明雄君）

日程第23 委員会の調査報告をお願いします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

総務民生常任委員会の8月19日に行われました所管事務調査の報告を致します。

総務民生常任委員会では、8月19日に、志布志市、曾於市における「学校等跡地利活用調査」を実施しましたので、その結果について報告致します。

まず、志布志市の八野小学校においては、平成22年に、地区公民館が児童数減少によ

り学校は閉校することが望ましいと判断され、閉校を要望する陳情書が提出され、翌年の23年3月末には閉校となり、公募により地元の社会福祉法人「若草会」が利用されることが決定されていました。

若草会は、市内を中心に3保育所や学童保育を運営される法人で、市内から車で約25分程度の距離を要する八野小跡地を、園児・児童を集めた園外保育や学童保育の活用がされていました。山村地域で子供が自然に親しみながら、農家等との農林業の体験や地域行事への参加など、児童の声が地域住民へ届けられ、地域の活性化への期待がされていました。

曾於市においては、大隅地域で3中学校。末吉・財部地域で3中学校。合わせて6中学校が閉校になっていました。

大隅北中は、25年2月に民間事業者と「太陽光発電ソーラー事業」の20年間の貸借契約が成立し、本年7月稼働されていました。敷地約1.3haの設備で、売電の5%、年間128万円の賃借料が定めてありました。

末吉・財部地域の2校については、民間事業者等の利用団体を募集し、24年9月より、財部南中の校舎2階の一部、4教室をコールセンター業務（インバウンド事業・ホテル等の宿泊予約受付）雇用30名を展開する民間事業者が参入され、現在研修業務中で本年10月から営業を開始される状況がありました。

財部北中においては、4教室と特別教室1棟について、本年3月から民間事業者（雇用3名）との貸付契約がされていました。国・県が委託する求職者支援訓練事業（職業訓練校）などを行う事業者であり、現在、農業に関する人材育成事業が進められ、町内外10名の方が研修・事業参加をされていました。

志布志市の八野小学校を除いて、他の3校は施設一部の貸借契約がされており、契約以外の施設については市の方で管理されていました。建物については無償、土地については有償の運用がされているなか、施設の貸付のためそれぞれの改修事業も取組まれていました。

曾於市の残り3校においては貸借の経緯はなく、地域住民のサークルやスポーツ活動に活用され、年間350～600万円の維持経費が支出されていました。

両市の跡地利用について、全てのを100%有効活用するまでには至っていない状況は伺えたが、まずは、施設の一部でも構わないので移行活用を模索し進めるべきであると感じました。

本町においても、南大隅町学校跡地施設活用方針に沿った有効活用を目指すため、地域住民の理解のもと、県内外を視野に入れた継続的な広報・PR活動が必要と感じられます。

段階的に民間や企業の参入を進めながら、同時に地域団体や行事の活用など跡地が有効活用されるよう積極的な取り組みを強く要望して報告と致します。

議長（大村明雄君）

議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

〔 議会運営副委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

議会運営副委員長（持留秋男君）

議会運営委員会で、8月22日、23日に実施しました「4極交流盟約事業における観光施設訪問」と、九州地区牛削蹄競技大会へ出場選手鹿児島県代表、本町の永吉卓也氏の

応援を兼ねた大会視察について報告致します。

まず、先に各首長サイドで行われた「本土4極市町連携PRキックオフミーティング」において確認された今後の連携や進め方など踏まえ、表敬訪問しました。

長崎県佐世保市の庁舎において観光物産振興局の松永達也氏より、本土最西端にある神崎鼻(こうさきばな)について現状と、ミーティングにおいて提案、確認された内容の説明を受けました。

神崎鼻は佐世保市街地より車で30分のところにあり、近くの漁港には海産物の直売所があり、交流客にはお土産が販売されていました。神崎鼻は公園として整備されていて、現在も遊歩道など補修中でしたが、急な坂があったり、炎天下、木陰になるものが少なくバリアフリー化されていない所が見受けられました。

最西端にはモニュメントがあり、その先には長崎の島々が見え絶景スポットでありました。

神崎鼻公園を訪れる人は年間1万人ほどと少ないですが、今後、交流人口が増えることを期待したいとのことでした。本町も、4極との連携を深め、ミーティングで確認された、出発・踏破証明や相互のPR、記念グッズ、共同交流イベントなど、今後、積極的に進めることが大事と感じました。

次に、雲仙市で開催された、第36回九州地区牛削蹄競技大会に出場された永吉氏の応援のため参加しました。大会は、各地区から30名の代表選手で、学科の部と技能の部で競技され、審査員が見つめられる中、整然と進められていました。

永吉氏の日頃の努力が評価され、みごとに総合4位の成績で入賞を果たされました。おめでとうございます。10月に茨城県で開催される全国大会に出場され、なお一層頑張っていたいただきたいと思います。

これからも本町の和牛生産農家のために、削蹄師として技術の向上を図り、肉用牛の能力増進と損害防止に努めていただくことを期待しまして報告とします。

議長（大村明雄君）

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

平成25年9月会議を散会されるにあたりまして、一言お礼申し上げます。

9月10日から、本日の最終本会議まで、15日間の会期日程でありましたが、平成25年度一般会計補正予算（第6号）ほか、議案9件につきまして、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

議員各位の一般質問、また議案審議並びに各委員会でご審議いただきました、ご指摘の事項については、町民皆様へ反映できますよう趣旨を十分に理解し、早急に対処していきたいと考えます。

また、平成24年度各会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会での審査をしていただくこととなりますが、財政的な見地から一部概略収支比率を申し上げますと、平成23年度に比べ地方債残高は2億9千万円増えましたが、基金残高は8億1千万円増となり、経常収支比率、実質公債費比率共に減少推移している状況であります。

結果的に平成24年度決算については、ロードパーク購入により地方債残高は増えたものの、経常収支比率並びに実質公債費比率は下がり、概ね堅調な財政運用の状態であると認識いたしており、財政状況は着実に健全化に向かっているところであります。

念願でありました佐多岬ロードパークの購入により、一気に佐多岬再開発への道標に灯りが点いたことは、5月の連休から着実に観光流入人口が増加しており、雄川の滝周辺整備と併せ観光振興は勿論ですが、これからの本町発展に大きく寄与できるものと確信いたしております。

最後になりますが、議会基本条例の制定により通年議会となり、議員各位には大変ご足労をお掛けいたしますが、迅速な住民サービスと行政執務のスピード化が図られており、円滑な行政運営ができておりますことに、衷心より感謝申し上げます次第であります。

今後とも議会・執行部の両輪連携で更なる行政推進に努め、町政発展の為に議員各位が益々ご健勝にて、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、平成25年9月会議のお礼いたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成25年度南大隅町議会定例会9月会議を散会します。

散会　：　平成25年9月24日　　午前10時53分